Ⅱ 身体拘束適正化委員会の運営（１）
事例検討

この時間で学ぶこと

身体拘束を実施している事例を通して、

①　同意等の手続や身体拘束の3要件を確認する。

②　本人の意思を尊重した説明と、意向確認のあり方を考える。

③　行動制限の緩和や解除に向けての動きを理解する。

④　身体拘束適正化委員会をどのように運営するかを確認する。

本日の進め方

時間	内　容	配分
0:00	この時間で学ぶこと・進め方	3分
0:03	身体拘束はなぜ問題か／3要件と、委員会で確認する問い／身体拘束にあたる行為	12分
0:15	やむを得ず行うときの手続き／家族の同意の位置づけ／本人の意思決定支援	10分
0:25	記録・個別支援計画・解除／適正な手続きを経ていない拘束と通報・相談	6分
0:31	事例①を読む／この事例で確認すべきこと	6分
0:37	**ロールプレイ（配役2分・準備7分・実施9分・振り返り7分）**	25分
1:02	身体拘束適正化委員会の運営（役割の区別・標準議題・PDCA）	10分
1:12	工夫のポイントと3つの原則（まとめ）	8分

※　ロールプレイは1回で行います。時間に余裕がある場合のみ、配役を交代して2回目を実施してください。

（１）身体拘束等の適正化の体制整備

身体拘束はなぜ問題なのか？

① 障害の有無に関わらず全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または制限し、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。

② 障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待にあたる行為とされています。身体拘束は、関節の拘縮や、筋力や心肺機能等、身体能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害をもたらします。

③ このことは家族にも大きな精神的苦痛となるとともに、職員等は問題解決の手段として、安易に身体拘束に頼るようになり、モチベーションや支援技術の低下を招く等の悪循環を引き起こすことになります。そのため、身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、支援の質が低下する悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。

④ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。

（１）身体拘束等の適正化の体制整備

（身体拘束等をやむを得ず行う場合は、以下の全てを満たすことが必要）

① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる危険性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

＊さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

3要件を「言葉」ではなく「判断できる基準」にする

3要件を知っているだけでは足りません。委員会は、次の問いに具体的に答えられるかを確認します。

要　件	委員会で確認する問い
切迫性	どのような生命・身体・権利の危険が、いつ、どの程度迫っているか
非代替性	拘束しない方法を何種類試したか。それぞれの結果はどうだったか
一時性	いつ開始し、いつ解除するか。最短で何分にできるか

※　**特に非代替性**　公式の手引きでは、「すべての方法の可能性を検討する」「複数の職員で確認する」「最も制限の少ない方法を選択する」ことが求められています。

「他に方法がなかった」で終わらせず、試した方法と結果を記録に残してください。

見落としやすい身体拘束の具体例

〔身体拘束にあたる行為の例〕

- 体幹や四肢をひも等で縛る
- 車いすのベルト、車いす用テーブルによる固定
- ミトン型の手袋を着ける
- ベッド柵（サイドレール）による行動の制限
- 立ち上がりを妨げる椅子の使用
- 脱衣やおむつ外しを制限する介護衣（つなぎ服）
- 向精神薬の過剰な使用
- 本人が自分で開けられない場所への隔離
- 職員が身体を押さえ続ける行為
- 部屋や建物から出られないようにする施錠
- 「安全のため」という名目の恒常的な行動制限

〔判断が分かれるもの〕

座位保持装置のベルトは、目的によって判断が分かれます。

○　姿勢の保持、残存機能の活用が目的

→　身体拘束にはあたらない

×　立ち上がりや移動を制限することが目的

→　身体拘束にあたる

同じ道具でも、「何のために使っているか」で判断が変わります。

委員会では、道具の名前ではなく、使用の目的と実際の使われ方を確認してください。

（１）身体拘束等の適正化の体制整備

（やむを得ず身体拘束を行うときの手続き）

①　組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

②　本人及び家族への十分な説明と、意向の確認

本人及び家族に対し、現在の状況、拘束しないために検討した代替方法、身体拘束による本人の不利益、実施する場合の方法・時間・場所、解除に向けた取組を十分に説明し、意向を確認します。説明する相手の第一は本人です。

※　家族の同意は、身体拘束を正当化する要件ではありません（次ページ）。

③　必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録します。

家族の同意があっても、身体拘束は正当化されない

- 家族の同意は、身体拘束を正当化する要件ではありません。
- 判断の主体は事業所（組織）であり、切迫性・非代替性・一時性のすべてを満たす必要があります。
- 説明する相手の第一は、本人です。
- 家族が同意していても、3要件を満たさなければ「正当な理由のない身体拘束」にあたり得ます。
- 家族が同意しない場合に、説得して同意を取り付けることが目的ではありません。

〔では、本人・家族への説明は何のために行うのか〕

- 本人・家族が、現在の状況と今後の見通しを理解し、納得できるようにするため
- 事業所が、自らの判断を説明できる状態にしておくため
- 同意は「拘束してよい」という許可ではなく、対話を行った記録です

本人の意思決定支援をどう行うか

- 身体拘束を検討するときも、本人の意思を置き去りにしない。
- 本人は何を嫌がり、何を望んでいるかを確かめる。
- 言葉だけでなく、表情、行動、拒否の示し方、落ち着きの変化から意思を読み取る。
- 写真、絵、実物、短い言葉など、本人に合った方法で説明する。
- 家族の意向と、本人の意思を同一視しない。
- 本人の意思を確認できない場合も、生活歴や日頃の様子から推定意思を検討する。

※　令和7年3月版の「身体拘束廃止・防止の手引き」では、「尊厳の保持」「自立支援」「本人の意思の尊重」「意思決定支援」が見直しの柱とされています。**本人は「保護される対象」ではなく、権利と意思をもつ主体です。**

身体拘束に関する説明書・経過観察記録（参考例）

（身体拘束に関する説明書・経過観察記録（参考例））

（『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001 年）

【記録１】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○○○○ 様

1　あなたの状態が下記のＡＢＣをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
2　ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

Ａ　入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
Ｂ　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
Ｃ　身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法（場所、行為（部位・内容））	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月　日　時から 月　日　時まで

上記のとおり実施いたします。

平成　年　月　日

施設名　代表者　印

記録者　印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成　年　月　日

氏名　印

（本人との続柄　）

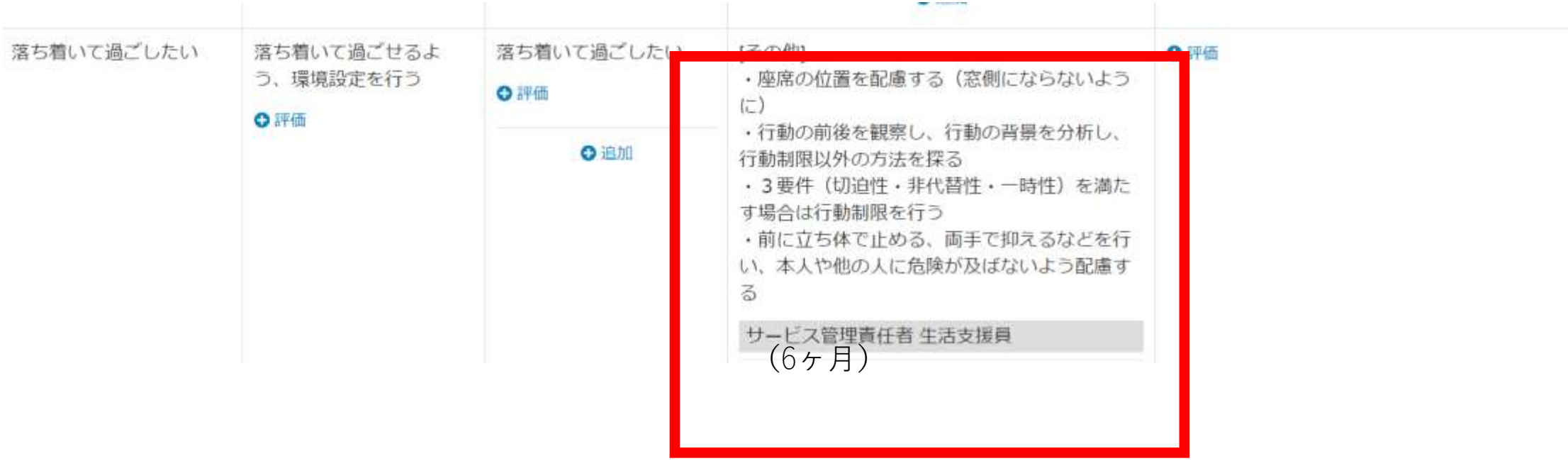
【記録２】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○○○○ 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者サイン

個別支援計画への記載例



個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。

身体拘束の3要件に該当しなくなったらすぐに解除

- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し、再検討し、3要件に該当しなくなったら、直ちに拘束を解除します。

- この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要とされています。

適正な手続きを経ていない身体拘束と、通報・相談

・　適正な手続きを経ていない身体拘束は、虐待の疑いとして扱います。

・　家族が了承していても、虐待の可能性がなくなるわけではありません。

・　委員会は、「虐待ではない」と最終的に判断する場ではありません。

・　職員個人や、事業所の内部だけで抱え込まないでください。

〔通報・相談〕

・　虐待を受けたと思われる段階で、市町村へ通報します（確証がなくても通報します）。

・　行動制限・身体拘束が続く困難な事例は、行政や相談支援専門員等に相談・報告します。

・　通報した人を特定しようとしたり、不利益に取り扱ったりしてはなりません。

ロールプレイ

事例①居室の施錠

施設入所当初から不意に他者に手が出ていたYさん。職員が間に入ることでなんとなくやり過ごしていましたが、入所から5ヶ月ほど経過すると誰かがそばに来るだけで手や頭が出てしまい他害を防ぐことが困難になってきました。また、壁などへの頭突きを繰り返して怪我をしてしまうことも多くなりました。しかし、職員がそばにいることも苦手で、そのことからさらに行動上の課題を誘発させてしまいます。

そして、〇月〇日、他利用者に対しての他害行為を防げず怪我をさせてしまう事故が発生しました。勤務していた3人の職員はその場で話し合い、Ｙさんを居室に誘導して施錠しました。

その後、サービス管理責任者がケース会議を開き、当面の支援方針や行動制限について検討し、下記の方針としました。

①玄関前の居室へ引っ越す（本人の用スペースと他の利用者の居住空間の境目に木製のパーテーションを配置して環境を分離した）。

②壁や床に頭をぶつける自傷行為が顕著に見られたことから、本人用スペースの全ての壁や床に保護材として、クッションやジョイントマットを取り付けた。

③職員がユニットに入室する時に、他害行為や自傷行為が出やすいためＹさんの居室とスタッフルームの間には段ボール箱を組み立てて緩衝材とした。

④利用者誘導や外部の方（清掃職員、医師の確認、見学者など）ユニットに入る際には、居室へ誘導してパーテーションを立て、合わせて居室の施錠対応もしていた。

行動制限の方針として、約1ヶ月間の期間で、施錠時間は1日で2時間程度と設定し、施錠時の記録をこまめに行うことを統一した。

この事例で確認すべきこと

〔「約1か月」「1日2時間」を、包括的な許可にしない〕

- 「必要になったら施錠する」ではなく、実施する条件を具体的に決める
- 毎回、実施の直前に3要件を確認する
- 開始時刻と終了時刻を記録する
- 施錠中も、本人の状態を継続して確認する
- 解除を試みた時刻と、その結果を記録する
- 1日2時間を「使い切ってよい時間」にしない
- 予定した期日を待たず、要件を満たさなくなった時点で解除する
- 見直しのケース会議の日付と責任者を決める

〔事故の直後、勤務職員3人で施錠したことについて〕

緊急やむを得ない一時的な対応として行った場合も、

- 直ちに管理者等へ報告する
- 本人の状態、理由、開始・終了時刻を記録する

事後に会議を開くだけでは、手続を満たしたことにはなりません。

- その場の判断を否定するのではなく、報告と記録が直ちに行われる仕組みがあるかを、委員会で確認してください。

ロールプレイ配役設定①

設定：本人・家族に対して、現在の状況と検討した内容を説明し、意向を確認する。

（身体拘束の実施について「同意を得る」場面ではありません）

配役を決める（2分）

①　サービス管理責任者　　（　　）

②　生活支援員　　（　　）

③　本人（Yさん）　　（　　）

④　家族　　（　　）

⑤　任意の参加者　　（　　）

＊配役⑤については、自由に設定可（例：相談支援専門員、管理者等）

＊本人役は、言葉での理解が難しい方として演じてください。

ロールプレイの準備（7分）

本人・家族に対して、どのような手順で、どのような内容を伝えるか、グループで話し合ってください。

〔説明に必ず入れること〕

- 現在、本人にどのような状況が起きているか
- 拘束しないために、どのような方法を検討し、試したか。その結果はどうだったか
- 身体拘束によって、本人にどのような不利益が生じるか
- 実施する場合の方法・時間・場所
- 解除に向けて、いつ、何をするか
- 本人・家族の意向を確認するための問いかけ

※　本人への説明を、家族への説明の「ついで」にしないでください。

ロールプレイをやってみよう（9分）

①　サービス管理責任者役、生活支援員役は、本人・家族に対して説明を行い、意向を確認する。

※　「同意を得る」ことが目的ではありません。

②　本人役は、分からないことがあれば、表情や言葉でその場で示す。

③　家族役は、基本姿勢として身体拘束に同意しない。事業所側から説明を受けても質問を投げかけるなど、同意しない姿勢を通す。

※　説明する側が、説得ではなく対話を続けられるかを見るための設定です。

ロールプレイの到達目標

□　本人に分かる方法で説明できる

□　本人・家族の不安や反対意見を受け止められる

□　拘束しないために検討した代替方法を説明できる

□　解除に向けた具体的な見通しを説明できる

□　同意を得られなくても、説得で押し切らない

※　**このロールプレイは、「同意を取る練習」ではありません。**

本人・家族に説明し、意向を確かめる練習です。

ロールプレイの感想を述べあう（7分）

・　サービス管理責任者役、生活支援員役は、説明を実施して難しく感じたこと、もっと工夫すべき点等の意見を述べる。

・　本人役は、説明が分かったかどうか、どのように感じたかを述べる。

・　家族役は、説明を受けての感想、また、家族として説明を受けた際の心情などについて意見を述べる。

〔振り返りの観点〕

☐ 本人に分かる方法で説明できたか　　☐ 不安や反対意見を受け止められたか

☐ 検討した代替方法を説明できたか　　☐ 解除に向けた見通しを説明できたか

☐ 同意を得られないときに、説得で押し切ろうとしなかったか

※　時間に余裕があれば、配役を交代して2回目を実施してください。

ロールプレイを通して、身体拘束を許容する考え方を問い直そう

- 身体拘束を行う理由として、「家族の同意があるから許容される」という考え方が語られることがあります。しかし、家族の同意があっても、身体拘束が正当化されるわけではありません。判断の主体は事業所であり、切迫性・非代替性・一時性のすべてを満たす必要があります。

- 家族が事業所側の説明を聞き、身体拘束に同意する場合がほとんどだと思います。しかし、その同意は家族にとって、他に方法のないやむを得ない選択であったこと、そして拘束されている場面を見て、家族は混乱し、苦悩していることを、我々福祉事業所職員は真剣に受け止めなければなりません。

- **説明する相手の第一は、本人です。**本人に分かる方法で説明し、意向を確認することを、手続きの中心に置いてください。

- 本人・家族への説明内容は十分に検討し、誰がどのように説明するかなどの準備と、日頃からの関係性づくりが重要です。

委員会と個別支援会議の役割を区別する

会議体	役　割
個別支援会議	個々の利用者について、身体拘束の必要性、代替方法、解除の目標などを検討する
身体拘束適正化委員会	法人・事業所全体の実施状況を集約し、傾向、手続、記録、支援方法、組織的な課題を点検し、改善する

※　委員会が個別の事例を扱う場合も、**「実施の追認」の場ではありません。**

「本当に3要件を満たすのか」「もっと縮小・解除できないか」を検証する場です。

この2つが混同されると、委員会は「報告を聞くだけの会議」になります。

身体拘束適正化委員会の標準議題

A　全体の状況を点検する

①　現在、身体拘束等を実施している利用者の一覧確認

②　実施時間・回数・方法の推移（増えていないか、長期化していないか）

③　新たに発生した拘束、不適切な支援、ヒヤリハットの確認

④　個別支援計画、説明書、記録の点検

⑤　研修の実施状況と、職員への周知状況

B　個別の事例を「点検の視点で」取り上げる

⑥　3要件を満たし続けているかの確認

⑦　拘束しないために試した方法と、その結果の確認

⑧　解除・縮小が遅れていないかの確認

※　Bで扱うのは「点検」までです。支援方法の中身を組み立て直すのは個別支援会議の役割なので、課題が見つかった事例は、期限をつけて個別支援会議へ差し戻します。

C　決めて、返す

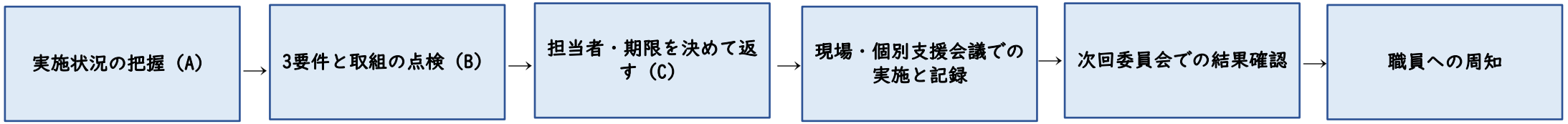
⑨　改善事項の担当者と期限の決定

⑩　決定事項を、誰が・どの方法で職員へ周知するかの決定

議題で確認したことを、どう次につなげるか（委員会のPDCA）

前ページのA・Bで「確認」し、Cで「決めて返す」。ここから先が、委員会の実際の力になります。

※　解除は、委員会の承認を待って行うものではありません。3要件を満たさなくなった時点で直ちに解除します。委員会は、解除の可否を決める場ではなく、解除が遅れていないかを点検し、後押しする場です。



- 委員会が回すのは、解除の判断ではなく、解除に向けた取組です。
- 決めたことは、担当者と期限をつけて現場に返します。
- 次回の委員会では、必ず前回の決定事項の結果を確認します。
- 議事録を保管するだけでは、周知したことになりません。

委員会の質は、何を決めたかではなく、決めた後の動きで決まります。

身体拘束をせずにケアを行うために ― 3つの原則

「身体拘束ゼロへの手引き」及び「身体拘束廃止・防止の手引き（令和7年3月版）」を参考に

1.　身体拘束を誘発する原因を探り除去する

身体拘束をやむを得ず行う理由として、次のような状況を防止するために「必要」と言われることがある。

- 歩き回る行動や、興奮状態での周囲への影響
- 転倒のおそれのある不安定な歩行や点滴の自己抜去などの危険を伴う行動
- かきむしりや体をたたき続けるなどの自傷行為
- 姿勢の崩れ、体位保持が困難であること

しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、支援する側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要であり、そうすれば身体拘束を行う必要もなくなるのである。

身体拘束をせずにケアを行うために ― 3つの原則

「身体拘束ゼロへの手引き」及び「身体拘束廃止・防止の手引き（令和7年3月版）」を参考に

2.　5つの基本的ケアを徹底する

- そのためには、まず、基本的な支援を十分に行い、生活のリズムを整えることが重要である。①起きる、②食べる、③排せつする、④清潔にする、⑤活動する（アクティビティ）という5つの基本的事項について、その人にあった十分なケアを徹底することである。

- 例えば、「③排せつする」ことについて、ア.自分で排せつできる、イ.声かけ、見守りがあれば排せつできる、ウ.尿意、便意はあるが、部分的な介助が必要、エ.ほとんど自分で排せつできないといった基本的な状態と、その他の状態アセスメントを行いつつ、それを基に個人ごとの適切な支援を検討する。

身体拘束をせずにケアを行うために ― 3つの原則

「身体拘束ゼロへの手引き」及び「身体拘束廃止・防止の手引き（令和7年3月版）」を参考に

3.　身体拘束廃止をきっかけに「よりよい支援」の実現を

- 身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、福祉事業所における支援全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。

- 「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよい支援の実現に取り組んでいくことが期待される。